二　周波数の偏差

［1　略］

2　測定器の条件

［(1)・(2)　略］

(3)　周波数計としてスペクトル分析器を用いる場合は、スペクトル分析器の設定を次のようにする。

中心周波数	試験周波数（一の無線チャネルの中心周波数）
掃引周波数幅	設備規則に規定する占有周波数帯幅の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則に規定する占有周波数帯幅の１％程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3　略］

4　測定操作手順

(1)　無変調波（連続又は継続的バースト）の場合は、周波数カウンタで直接測定する。

［(2)～(6)　略］

5　試験結果の記載方法

(1)　測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

(2)　単一の単位チャネルを使用する無線設備であって指定周波数帯により記載する場合は、測定値から算出した中心周波数の「上限周波数」及び「下限周波数」をMHz単位で記載するとともに、「上限周波数」及び「下限周波数」が指定周波数帯内であることを確認し、良（又は否）で記載する。

［削る］

三　占有周波数帯幅

［1　略］

2　測定器の条件

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数（一の無線チャネルの中心周波数）
掃引周波数幅	設備規則の規定値の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則の規定値の１％程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器の雑音レベルより十分高いこと
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）
掃引モード	連続（波形が変動しなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3～5　略］

二　周波数の偏差

［1　同左］

2　測定器の条件

［(1)・(2)　同左］

(3)　周波数計としてスペクトル分析器を用いる場合は、スペクトル分析器の設定を次のようにする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	設備規則に規定する占有周波数帯幅の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則に規定する占有周波数帯幅の１％程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3　同左］

4　測定操作手順

(1)　無変調波（連続又は継続的バースト）の場合は、周波数計で直接測定する。

［(2)～(6)　同左］

5　試験結果の記載方法

測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

6　その他

4(2)において、スペクトル分析器を使用する場合は、信号発生器の信号を被試験信号と同時にスペクトル分析器で測定し、信号発生器の周波数を中心周波数に合わせて、その時の信号発生器の周波数を測定値とする。

三　占有周波数帯幅

［1　同左］

2　測定器の条件

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	設備規則の規定値の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則の規定値の１％程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器の雑音レベルより十分高いこと
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）
掃引モード	連続（波形が変動しなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3～5　同左］